

## 平成30年度 第1回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成31年1月18日（金） 13時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、三津橋委員、井田委員、加藤委員、阿部委員、梅本委員、  
鈴木委員、中村委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

傍聴者：4名

<佐藤課長>

定刻となりました。

委員の皆様には、本日天気の良い中、また大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の進行を務めます、建設水道部建設総務課長の佐藤でございます。

ここで、事務局より連絡事項がございますので、開会前の時間を少々頂戴いたします。

はじめに、2名の委員が交代しましたので報告します。

お一人目、石狩市議会議員であります堀委員が平成30年3月31日に都合により本審議会議員を辞職されましたので、代わりに石狩市議会議員の阿部委員が任命されております。

お二人目、札幌建設管理部当別出張所長 野田委員の平成30年4月1日付けの北海道の人事異動に伴い、代わりに梅本委員が任命されております。

ここで、新しい委員2名様が出席いただいておりますことから、本日出席いただいております委員の皆様を順に、私の方からご紹介いたします。

それでは、北海学園大学工学部教授の岡本会長でございます。

<岡本会長>

はい。岡本です。車で来たのですがけれども、地吹雪みたいな感じでちょっとびっくりしました。1年ぶりくらいになりますが、石狩市の街がより良くなるように皆様方と、ご協力させていただきながら進めたいと思います。よろしく申し上げます。

<佐藤課長>

次に、石狩商工会議所会頭の三津橋委員でございます。

<三津橋委員>

よろしくお願いいいたします。

<佐藤課長>

つづきまして、北海道科学大学工学部准教授の井田委員でございます。

<井田委員>

井田でございます。よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

つづきまして、石狩市議会議員の加藤委員でございます。

<加藤委員>

加藤です。よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

つづきまして、石狩市議会議員の阿部委員でございます。

<阿部委員>

よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

つづきまして、北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所長の梅本委員でございます。

<梅本委員>

よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

つづきまして、一般公募の鈴木委員でございます。

<鈴木委員>

鈴木いずみです。よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

同じく、一般公募の中村委員でございます。

<中村委員>

よろしくお願いいたします。

<佐藤課長>

ここから、本審議会事務局を紹介いたします。  
事務局長で、建設水道部長の清水でございます。

<清水部長>

清水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

<佐藤課長>

私、建設総務課長の佐藤でございます。よろしく願いいたします。  
次に、計画担当主査の木本でございます。

<木本主査>

木本です。よろしく願いいたします。

<佐藤課長>

同じく、計画担当主査の植木でございます。

<植木主査>

植木と申します。よろしく願いいたします。

<佐藤課長>

それから、本日、説明員として参加しております、建築住宅課長 高橋でございます。

<高橋課長>

高橋でございます。よろしく願いいたします。

<佐藤課長>

これから先、私、座って進めさせていただきたいと思います。

次に、本日の出席者についてご報告いたします。

氏家委員、田中委員より欠席される旨の申し出がございました。したがって、本日の出席者は委員10名のうち8名でございます。「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。

次に、前回の審議会の傍聴者について報告いたします。

前回の審議会、傍聴者は3名でございまして、2名から意見をいただいております。内容としましては、「さらに議論の活発化を望む意見」それから、「事務局が資料のどのページを

説明しているのかが分からなかった」というものでございました。

事務局といたしましても、これらの意見を踏まえまして分かりやすい説明と論点の明確化に努めてまいります。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

本日説明に用います資料は、事前にお送りした資料のほか、事前の資料の内容を補足する目的で7つの資料を追加しました。

お手元には、事前にお送りした資料を加え、全ての資料を用意しております、表紙には連番を振っております。「資料1」から「資料8」まで、お手元にご覧いただけますか。皆様よろしいでしょうか。

それでは、資料も揃っておりますので、会長、議事進行のほどよろしく願いいたします。

<岡本会長>

はい。よろしく願いいたします。本日は次第の3番の事前説明案件から始めたいと思います。

今ご説明いただいたとおり、資料はかなり多いということで、事前に配布されたものにプラスして結構な量がありますから、分かりやすさも踏まえていただいて、3回程度に分割して説明いただけたらと思いますので、よろしく願いします。

分割して説明いただきますので、その都度、質疑応答の時間を設けたいと思います。最後に全体を通して何かありませんか、という形で質問等受ける時間も用意したいと思いますので、適宜、その流れに沿ってご対応いただければありがたいと思います。それでは事務局お願いします。

<事務局：佐藤>

はい。それでは議題が「(仮称)石狩市都市骨格方針の素案作成について」ということでございます。

説明の順は、最初に資料1と資料2、次に資料3から資料5、最後に資料6から資料8といたします。

それでは、資料1と資料2の説明を行います。資料1については、素案をまとめようとしております「都市骨格方針とは何か」というものです。

資料2については、都市骨格方針を構成する計画の1つである「都市計画マスタープラン」のイメージを説明しています。

それでは、木本から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

<事務局：木本>

改めまして、建設水道部建設総務課計画担当の木本と申します。本日は、「(仮称)石狩市都市骨格方針」の素案作成について、スクリーン画面によりご説明いたします。

なお、ご説明に使用する資料につきましては、事前に送付させていただきました資料、当日配布させていただきました資料と同じ物となっておりますので、それぞれのご説明の前に、お手元の資料のご案内をさせていただこうと思います。それでは座って説明させていただきます。

はじめに、(仮称)都市骨格方針素案をまとめるためのコンセプトについてご説明いたします。お手元の資料1になります。(仮称)石狩市都市骨格方針についてであります。現在、個別の計画である「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」「住生活基本計画」の長期3計画の全面改定の機会を捉え、これに、コンパクトな都市構造への転換を視野とした新規計画である「立地適正化計画」を加えた、4つの計画を同時に策定しようとするもので、この石狩市都市骨格方針は、市で仮に名づけた名称、仮称でございます。

これら4つの計画を同時策定するメリットですが、統一性・整合性の図られた1本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画にしようとするものです。一例として、それぞれの計画において盛り込まなくてはならない市の概要や、都市計画マスタープランと緑の基本計画にそれぞれ記載しなければならない、公園や緑地に関する内容を1箇所に集約し、スリム化することなどを想定してございます。

次に、都市骨格方針策定の背景と目的、計画期間についてでございます。目的については中段に、「合併時をピークに人口が減少に転じ、今後もその傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に維持可能なまちづくりを推進していくため」と記載してございます。

計画期間に関しては、平成32年から平成51年までの20年間とすることを記載してございます。なお、この石狩市骨格方針は、個別具体の施策、整備のための計画ではなく、あくまでも市の、主に都市整備に関する今後の方向性を示すものでございます。

次に、都市骨格方針の構成を示してございます。

- ・第1章に都市計画マスタープラン
- ・第2章に立地適正化計画
- ・第3章に緑の基本計画
- ・第4章に住生活基本計画
- ・最後に各種資料という構成となります。

それでは次に、第1章の都市計画マスタープランから、順にご説明いたします。

これは、都市計画マスタープランの全体構想を図示したものでございまして、本市は立地条件的に積丹方面から小樽、石狩、オロロンラインを經由して稚内に延びる道路と新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ道央圏連絡道路との結節点を有することから、多くの産業が生み出される場所であり、これからを活かした「札幌圏を代表する海浜産業都市」を目指すとしております。なお、この「札幌圏を代表する海浜産業都市」というキャッチフレーズも仮のもので、より良い表現を現在検討中でございます。

こちらは、地域別構想でございます。地域の特徴を踏まえ、市域を4つのゾーンに分けて

ございます。各々のゾーンに地域づくりの方針を設定し、課題や対策を検討します。

4つのゾーンの1つ目、「都市機能ゾーン」、石狩湾新港地域と花川地区を中心とする市街地です。図では赤枠の部分です。ゾーンの特徴を一言で表現すると、「北海道のエネルギー供給と、札幌圏の生産物流、都市居住機能の一翼を担うゾーン」でございます。次に、右側の「農業生産ゾーン」、地区としては、生振、北生振、八幡、高岡などです。特徴としては「道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン」でございます。次に、左下の「海浜植物ゾーン」、本町地区の貴重な海浜植物に着目したゾーンです。特徴としては、「大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物ゾーン」でございます。最後に右下の「森林環境ゾーン」、厚田区、浜益区、八幡町五の沢地区でございます。特徴としては、「日本海に面する観光と一次産業が進化・発展するゾーン」でございます。

これら4つのゾーンの特徴を活かして「コンパクト+ネットワーク化された持続可能な都市」を形成していきます。

次の第2章は、新たに策定する「立地適正化計画」について、記載していきます。

ここでは、方針を示しており、都市計画マスタープランの地域別構想において設定した4つのゾーンのうち、主に「都市機能ゾーン」における都市の展開に特化し、居住や都市機能の誘導を推進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指すことを記載しております。なお、この立地適正化計画につきましては、後ほど、別な資料を用いて、もう少し詳しく説明させていただきます。

次に、第3章の「緑の基本計画」についてでございます。緑の保全の方針ですが、まず、市域を見渡してみると、7割が森林となっており、また、親水空間も豊富でございます。一方、人口減少、少子高齢化による公園の需給バランスが崩れてきて、需要より供給が今より多くなるものと見込まれます。市としましては、市域全体を捉えると緑地は十分に確保されているので、その保全に努めるとともに、原則、公園の新たな整備を行わず、既存の公園の機能更新や他用途への有効活用を図っていきます。そして、これらの取り組みにより、市民のレクレーションの場を創出するとともに、既存の恵まれた緑地や親水空間を活用し、緑を育む活動を継続しながら、生物多様性の確保、向上を推進します。

次に、第4章は「住生活基本計画」について記載しております。

住宅施策の方針として、住生活基本計画の位置づけについて示しており、図の中ほどに、「石狩市住生活基本計画」があります。この計画は国、北海道が策定する「住生活基本計画」と整合を図り、都市骨格方針による都市整備の考え方を踏まえた、本市の住宅施策に関する基本計画となるものです。この計画につきましては、同じ建設水道部内の建築住宅課が所管となっておりますが、都市骨格方針を構成する計画の1つとして、まとめあげることとしております。

住宅は個人の財産でございますが、景観や住環境などを形成するものでありますので、「住生活基本計画」において、住宅の様々な課題に対する施策が検討されていくものと考えておりますが、それらの施策の実現性を高めるためにも、必要に応じ、都市計画による土地

利用などとの連携の上、策定作業を進めていく予定でございます。

資料1の説明は以上です。

次に、ただ今ご説明させていただいた4つの計画のうち、都市計画マスタープランと立地適正化計画について、補足で説明させていただきます。

それでは、第1章、都市計画マスタープランのイメージについてご説明して参ります。お手元の資料2になります。

都市計画マスタープラン改定の背景、目的、考え方ですが、本市では、平成13年に本市における都市計画の基本方針となる「石狩市都市マスタープラン」を策定しております。

当計画はこれまで、社会情勢の変化などに応じ部分見直し等を3回行っていますが、計画期間である20年が経過しようとしているとともに、近年、まちづくりにおいて住宅地や都市機能のコンパクト化、交通のネットワーク化が強く求められるようになったことを鑑み、これらの考え方を取り入れるため、計画を改定することとしました。

その改定の考え方につきましては、中段、「なお書き」以降に記述してございますが、要約いたしますと、1つ目として、平成13年の計画策定時に、ワークショップの手法により延べ人数で約900名もの市民の方々に参加いただき、今日に通ずる、様々な提案をいただいておりますことから、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本としています。このことから、今回の改定では、ワークショップの手法は改めて行わないで、市民説明会の開催を経た上で改定作業を取り進めて参ります。

2つ目として、当計画が都市計画におけるまちの未来図を示すものであることから、本市の将来を担う発展軸を計画に取り入れた上で、必要な施策を検討しているところでございます。例えば、ここに記載しておりますが、近年、石狩湾新港地域では、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の整備拡大が目覚ましく、その立地適性を活かし電力需要の100%を再生可能エネルギーで供給できる拠点形成が進められていることなどから、再生可能エネルギーや情報技術の拠点として本市の発展に大きく寄与する、将来を担う発展軸に成り得るものの1つであると考えております。

3つ目として、当計画は、まちづくりの指針となるものであることから、都市計画に関する基本的な方針ではあるものの、都市計画区域外である厚田区、浜益区についても計画の対象区域としてございます。

今回の策定における考え方は以上です。

次に、内容について、一部ご説明させていただきます。

こちらは、現在の都市計画マスタープランのうち、土地利用の方針の図を載せております。

都市計画マスタープランについては、このシートを含めて、5枚のシートをこの先に載せさせていただきますが、「土地利用」、「総合交通体系」、「緑地の保全、創出」、「都市防災」、「景観形成」のそれぞれの分野別方針について、社会情勢の変化等を考慮して、見直しすべき事項を記載することとしております。こちらが、総合交通体系の方針で、こちらの方に記載を今後していきます。同じく、緑地の保全・創出の方針、都市防災の方針、景観

形成の方針となっております。次に、新港地域についてございますが、先ほども触れさせていただいたとおり、この地域は近年、再生可能エネルギー発電設備の整備拡大が目覚ましいことから、再生可能エネルギーや情報技術の拠点として本市の発展に大きく寄与するものとして、将来土地利用の検討項目として記載してございます。

このほか、地域別の方針も検討して記載して参ります。

都市計画マスタープランの補足説明は以上でございます。

#### <岡本会長>

資料1と2について説明いただきました。資料1の冒頭の都市骨格方針を進めていくということについては、しばらく前になりますが、前回の都市計画審議会において、取り組んでいくという話だったと思いますけれども、その中身とか構造についての説明でした。資料2ではそのうちの1つである都市計画マスタープランの中のイメージについて、ご説明いただいた訳ですけれども、何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。

#### <加藤委員>

私、前回から出ておりますけれども、今回の都市骨格方針という考え方については、ちょっと初めてなのですが、今までは、先ほどの説明で20年前からおっしゃっていただけけれども、その間には、この都市計画マスタープラン、それから緑の基本計画、住生活基本計画、これがいわゆる方針に基づいて、毎年度、施策として色々な事業をされてきている訳ですよ。それを今回は、今後20年、立地適正化計画を加えて、考え方としてはやはりこの方針に基づいて毎年度施策を進めていく、そのやり方は同じということによろしいですか。

#### <事務局：佐藤>

基本的に、加藤委員がおっしゃるように、各々のマスタープランは、各分野の今後の方向性を示すものであり、個別事業計画の更に上位に位置するものです。各々の施策・事業の実施は、この上位計画を請け策定される個別計画により展開されること自体は基本的には変わりません。前回であれば、それぞれ都市マスタープランですとか、水とみどりの基本計画ですとか、一冊一冊、冊子を整えて作っています。見返してみれば、結構重複する部分も多いです。そういったことで、見る部分においては、非常に苦勞する所も半面あったものですから、今回、同時期にこれを作るということで、すぐにでも分かりやすい、皆さんが手に取って理解しやすいようなものにするために、合冊にすることによって、無駄な部分を省いて、趣旨を明確したものにしていこう、という取組みでございます。

#### <加藤委員>

分かりました。そこで、今後20年間には当然、人口の減少が予想される訳ですけれども、それについては影響を受けるのか、例えば、途中で減少によって、この方針自体の見直しと

いいですか、そういうのも有り得るのですか。それとも、ずっと20年間は、今回作る方針がそのまま継続される訳ですか。その点をお願いします。

<事務局：佐藤>

例えば、これまでの都市マスタープランにつきましても、先ほど説明にありましたように、中間見直しであったり、それから合併があったり、それから部分的に、例えば花川通を事業化するための部分的な見直しだとかということがございました。今回人口減少などを受け策定する立地適正化計画は、人口減少がある中でもその市街地の魅力を継続しながら、人口を集めることによって効率の良い行政サービスや市民サービスを継続できますという内容を盛り込みます。それが前回とちょっと違う部分でございます。しかし、20年先、まだまだ分からないことは沢山あると思います。今、ある程度見込めるもの、それから将来目指すものをこの計画の中に盛り込んでおき、いろいろなタイミングで市民にとって非常に影響のあることについては、市民参加などの手続きを踏まえながら、同じようにこの計画に盛り込んでいくということになります。

<岡本会長>

よろしいですか。中身については、更に次の資料から詳しくというか、それぞれ関係する計画の概要について触れていただくとことになると思いますので、次の説明に移っていきたいと思います。また、途中で振り返って質問があれば、また戻る機会がありますので、つづけて説明いただきたいと思います。

<事務局：佐藤>

それでは資料3から資料5の説明を行います。

資料3につきましては、今のご質問の中でお答えさせていただきました「立地適正化計画」のイメージについてご説明させていただきます。そして、資料4と資料5については、この「立地適正化計画」を検討するために、現在、色々とデータ分析をしております、その一部についてご説明させていただきたいと思います。

<事務局：木本>

続きまして、第2章立地適正化計画のイメージの説明をさせていただきます。お手元の資料3になります。

これは最初にご説明させていただきました、「都市骨格方針素案をまとめるためのコンセプト」でご覧いただいたシートですが、立地適正化計画は主に都市機能ゾーンにおける施策の展開に特化して、居住や都市機能の誘導を推進し、持続可能でコンパクトな市街地形成を目指します。

次に、立地適正化計画とは、ということで、制度の趣旨を記載してございます。平成26

年に制度化されたもので、都市計画法による従来の土地利用計画のみならず、居住機能や福祉・医療・商業・公共交通などの都市機能の誘導により、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取組みを推進しようとする計画でございます。具体的には、居住機能及び都市機能を人口が集中する市街地に誘導することにより、人口密度の維持を図り、市街地のみならず、市街地を核としたその周辺地域における生活環境も維持していこうとするもので、持続可能なまちづくりを進める上で、大きな役割を担うものでございます。

では、どのように市街地に都市的機能を誘導するのか、立地適正化計画では、どのような区域をターゲットとして、どのような手法を用いるかと言いますと、ターゲットは上の黒丸、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡すという観点から、都市計画区域内となります。

次に、手法として、居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方の区域を定めることが必要となっております。

この居住誘導区域と都市機能誘導区域はどのような区域に定めるかというのは、その下段に記載してございます。まず、居住誘導区域ですが、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域内に設定することはできず、災害の恐れのある区域についても、原則、設定することはできません。

次に、都市機能誘導区域、赤くなっている所ですが、医療・福祉・商業・公共交通などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則、先ほどご説明いたしました、居住誘導区域内に設定する必要があります。

立地適正化計画の制度概要の説明については以上でございます。

次に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定を今後行うにあたり、現在どのような分析、検討を行っているかについてご説明いたします。資料は、4「立地適正化計画の分析データ（例）」及び5「立地適正化計画の分析データ（例2）地区の概要」になります。

まず、立地適正化計画に基づく区域指定を行う際に、1つの根拠となります、地域特性などを分析したデータの一例について、簡単にご説明させていただきます。資料4の立地適正化計画分析データ（例）のご説明をさせていただきます。区域指定の検討にあたっては、人口の集中度合いと利便施設の立地状況の把握などを行ってございます。

始めに人口について見て参ります。

こちらは、平成27年の国勢調査をベースにした将来人口を予測したグラフで、左側が旧石狩市域、厚田区、浜益区の地区別に人口を表してございます。右側は年齢人口の構成比でございます。14歳以下、15歳から64歳、65歳以上の3区分で表してございます。グラフから、人口減少、特に15歳から64歳までの人口の減少と、65歳以上の高齢者の増加が予測されております。

こちらは、条丁目ごとの人口密度を表したマップで、どの地区に人口がどれだけ集中しているかを表してございます。これは平成27年のデータでございまして、国勢調査により、人

口集中地区、いわゆる「D I D地区」といわれるものですが、その目安となる、1平方キロメートルあたり4,000人以上を赤色で表してございます。花川北と南ですが、この花川周辺の市街地のほとんどが赤くなってございまして、また、親船東の一部にも赤い色がございまして、これが、平成52年の予測になりますと、花川南、樽川、緑苑台にはかなり赤い色があります。なお、花川北につきましては、黄色が目立つようになります。この地区は、もともと、他の地区に比べてゆとりある大きな敷地であることから、人口密度が高くなりづらい地区であり、逆に、人口が減少した場合、他の地区より人口密度の低下が大きくなってしまいう地区であることも、黄色となっている要因のひとつとなっているものと推察されます。

次に、利便施設などから歩いていける距離を円で表した図をご説明いたします。データ分析の意図といたしましては、買い物施設や子育てに関係する施設、バス停などの位置を把握し、生活サービスの充実度を検証するものでございます。本日はそのうち、買い物施設と子育て支援施設についてご覧いただきます。はじめに、こちらが買い物施設から歩いていける範囲を表した図でございまして、緑色の丸は、売り場面積1,000㎡を超えるスーパーを表しております。ちょっと見づらいかもかもしれませんが、白丸がコンビニにエンストアや小規模の商店で、白丸は結構市街地にあるかと思えます。あと、紫色の丸は日用品を扱っているドラッグストアやホームセンターの位置を表してございます。そして、この赤い円ですが、これはスーパーから800m、この他の施設は500mの範囲を表してございまして、この円の中であれば、一般的に歩いていける距離にあるということになります。この赤い円に注目していただきますと、一部を除いて概ね市街地を網羅している状況であることが分かるかと思えます。

次に、子育て支援施設から歩いていける範囲を表した図です。子育て支援施設については、市街地だけではなく、市の住宅地を概ね網羅している状況でございまして、この他、高齢者の施設やバス停から歩いていける範囲などを分析して、今後、それぞれの区域を検討していきたいと思えます。

次に、地区ごとの分析状況について、ご説明いたします。

立地適正化計画分析データ(例2)地区の現状についてご説明いたします。お手元の資料5になります。

始めに、地区ごとの将来人口の推計の棒グラフです。このシートは平成27年から平成37年まで、次のシートは平成52年までを表しております。一番右が平成52年の棒グラフでございまして、どの年代も左から2番目の地区、花川南が市域内の人口の多くを占めてございまして、また、左から3番目の花川北も依然として人口が多く、重要な地区であり、一番左、近年人口が伸びている樽川も、将来的にも人口割合が高い地区となる予測となっております。

それでは、これを踏まえまして、地区ごとについて、もう少し詳しく見ていこうと思えます。例として、花川南地区を見てみようと思えます。資料は1つ飛んで、2の花川南地区ということで、こちらは、花川南地区のデータをまとめたシートです。地区カルテのようなも

のでございます。①は人口密度と地区別人口比、②は将来人口と人口構成比、③は建築棟数、④は平均建蔽率と容積率となっております。そして、⑤の地区の状況では、①から④で読み取れる内容を記載してございます。

それでは①から簡単にご説明したいと思います。人口密度の図につきましては、先ほどお見せしました図より区分を細かくしております。先ほどの部分は、3色ほどでございましたが、こちらは濃淡で、かなり細かく区別してございます。花川南地区につきましては、依然としてかなりの人口密度をキープするものの、やはり全体的に微減となる予測となっております。その下の円グラフですが、市域全体における花川南地区の人口が占める割合ですが、将来にわたって、4割以上の人口を占める貴重な地区であることが分かります。②の将来人口につきましては、この地区も例外ではなく、人口は減少する予測となっております。将来人口比につきましては、14歳以下が微減、15歳から64歳は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向となっております。次に、右上の建築棟数につきましては、あわせて、平成57年以降に建築された地震に強いとされるいわゆる新耐震建築物と、昭和56年以前のいわゆる旧耐震の建築物の棟数も、併記してございます。建築物の棟数としては、これまで増加傾向にあり、平成15年と平成26年を比べると増加してございます。また、少しずつではございますが、昭和57年以降の新耐震建築物への移行が進んでいる状況でございます。次に右下の平均建蔽率、容積率につきましては、用途地域が中高層系、さらに制限が緩い住居系の用途地域において僅かに増加しておりますが、大きな変化はしておりません。このような分析シートを、今回は都市計画区域内の住宅地を8地区に分けて資料としてお配りしてございます。

立地適正化計画に関連する説明については以上となっております。

#### <岡本会長>

ありがとうございます。立地適正化計画の考え方や中身を考えていくにあたって、どんなデータを使っていくのか、という部分を例示を用いてご説明いただきました。ちょっと難しい部分もあったかと思しますので、ご質問やご確認等ございましたら頂戴できればと思います。

#### <加藤委員>

ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、今、この花川南で見まして、20年後に65歳以上の方、高齢化率が46.3%としますと、樽川は今、比較的若い世代も入ってきていますので、20年後でも33.6%ですけれども、市全体では当然もう50%を超えるくらいの高齢化率になりますよね。

#### <事務局：佐藤>

市全体でいきますと、資料4「立地適正化計画分析データ（例）」の1ページ目、表紙の

次のページに市の全体の人口の推移を棒グラフで表してございます。右側の3色のグラフの1番右側を見ていただくと、これが平成52年でございまして、それでいきますと、今おっしゃる65歳以上のパーセンテージは46%ということでございます。

<加藤委員>

そうしますと、だいたいこの20年後の花川南が、市の高齢化率とだいたい同じくらいということですよ。やはり人口の減少も同じ考え方ですけれども、そういう高齢化率が非常に高くなるということで、今、市の色々な計画も全て、そういうのを大前提にしていると思うのですけれども、当然そういう見方ですよ。

<事務局：佐藤>

確かにそういった年齢が高い方がいらっしゃるというのは事実でございますので、そういったことに対するニーズですとか、必要な施策だとかってというのは当然検討していかなければいけないことです。ただ、将来的には、将来を担っていただく14歳以下の若い方々も10%程度いらっしゃる中で、こういった方々を増やしていかなければならないということは、課題としてあると思います。こういった事を見ながら、少しでも意欲をもった若い方々がどんどん石狩に住んでいただいて、子育てしやすいような環境を与えながら少しずつこういった年齢の分布を改善できるように、というのが1つの課題だと思っております。

<加藤委員>

はい。よろしいです。

<岡本会長>

ありがとうございます。他の委員は皆様いかがでしょうか。

<清水部長>

立地適正化計画のことを、今、私どもの方で順序立ててご説明したつもりなのですが、やはり非常に難しいというかですね、まだ馴染みの浅い、最近策定しなさいとかなり国の方で力を入れている計画でございまして、私どもも今回初めて作るという中で、どのように進めていくべきかと、色々議論しているところでございます。そんな中で、もう少し平たくご説明いたしますと、この計画の策定を推す国の背景と申しますか、いま申し上げた人口減少と超高齢社会というのがほぼ全国共通の問題になっている中で、何も対策をしないと市街地全体で平均的に人口密度が下がってしまい、店や公共交通機関が成り立たなくなってしまう、そういう部分を国が心配しています。全国各地でほぼ同じ状況になってきていますので、その中で持続可能な公共交通、バスや鉄道などを、持続可能に、要するに路線廃止にならないようにするためにどうするか、或いは、今まであった利便施設が、人口が減った

ことでなくなってしまうのですとか、店舗だとかそういうものがなくなってしまうということ、平均的に全部だめになるというよりは、どこか拠点となるところを残そうという趣旨、それがコンパクト化という考え方です。ですから、例えば石狩もそうですが、人口は道内のほとんど、札幌、千歳、恵庭あたりを除くと全部減少しております、江別も北広島も減っています。その中で、人口が減っていくと当然、マイナスの部分の影響が出てしまうので、そのマイナスの影響ができるだけ出ないように、いま減っている人口をどこかに集める、集約することによって、その拠点を結ぶ公共交通だとか、店舗だとかが倒産しないで済む、要するにそんなことの街づくりを、まず強制的に、これはもう、全国共通でやっていきましょうというのが今の国の考え方であります。メインでこの計画を推奨しているのは国土交通省なのですが、実は、経済財政諮問会議、財務省が所掌している会議がありまして、毎年、数回会議が開かれているのですけれども、その中でもこの計画の推進というのが強く謳われています。ということは、国全体の財政問題にも関わる、という国家の経営に係るという位置づけになっておりまして、骨太方針にもこの立地適正化計画の推進が謳われております。そういった意味で、非常に重要な計画として捉えております。そんな中で、元に戻りますが、初めて作る計画の中で、石狩でどういうふうに計画を作ることがより効果的なのかという部分は、公共交通網のあり方との関係性が当然、重要になってきますので、実は、私も市役所の別な部門、企画部門の方で今、その公共交通のあり方について検討しており、この骨格方針の中に盛り込んでいくという形で、いま同時平行で進めているということでございます。ですから、この立地適正化計画というのは今までの既存の3つの計画とは大分趣きが違う計画と私どもも考えております。ですから、この計画を定めるにあたって、こういう細かい地域別データを出しているというのは、最終的にゾーンを絞り込みますので、どこに人口を集めるのかということに対して市民の方々、もしかしたらその地域からはずれる方々に、納得性を持って、そのゾーンの設定が適切だと思っていただけるように、最終的にデータを示した上で、今日は一部ですけれども、もっと色々なデータを見て、地域全体で最終的にどういうふうに線を引いていくかという部分が、非常に重要になってきます。それは最終的に、そのエリア、要するに居住誘導区域に入らない市街化区域が出てくる可能性がほぼ間違いないので、全部に居住誘導区域を設定できるという条件でいきますと、先ほど申し上げましたような、コンパクト化が実現できませんので、だからコンパクト化するっていうのは、市街化区域のどこかに集中する、全部じゃなくて、一部に圧縮するというイメージで、市街化区域はそのままなのですけれども、その市街地を集めるエリアのゾーンを圧縮して、もう少し狭くコンパクトに設定するというのが立地適正化計画の中の居住誘導区域という流れになります。ちょっと長くなりましたけれども、なんとなくイメージとしてはそんな捉えをしていただけるといいのかなと思います。以上でございます。

<岡本会長>

はい。補足の説明がありました。よろしいですか。

<加藤委員>

あんまり細かいことを今から言っても、というのはあるのですが、ある程度、地域に集めるということですが、完全に全部を集めきれんということはなかなか難しいかなと思います。その地域に集められなかった人たちが、今後生活していけるものなのかどうか、取り残されてしまわないかという懸念がありますけれども。

<事務局：佐藤>

居住誘導区域は定めますが、「誘導区域外に住んでいる人はこちらに来てください」という考えではないのです。市域全体の中で、今まで人口が増えて、広がった市街化区域があるけれども、人が減るとこれだけの市街化区域は必要ない。まばらになってしまう。それであればもう少し圧縮した中で、人口密度も今までのとおり保てば、行政サービスも、同じようなコストでできるのではないかと。バラバラにするとコストばかりかかる。それでは人を集めるところをどうしようか、ということについては、今でもある程度人口密度が高いところを今後も続けていこう。また、効率からいくと生活サービスも既にある地区について優先的にものを考えることになっていくと思っています。そこで、そういったところを居住誘導区域に設定して、色々な施策を展開していくと、その区域の外にいらっしゃる方については、色々なライフスタイルもありますので、「やはり私も便利な所がいい」という方々については、その自分の生活のサイクルの中で、きっとゆっくりと誘導されていくのだと思います。

「私はこの田舎みたいな自然なところが好き」という方々については、そこで暮らしていただいて、市街地の方がきっちりと基盤を作った拠点になっていけば、そこに買い物に行けばいいというような、今までと同じように厚田・浜益の方々がこちらに買い物に来るようにですね。それから、本町・八幡の方々が花川ですとか樽川に買い物に来る、こういった基盤をきっちりと作っていくことが石狩として大事。どこの地区もスカスカになってしまうと、これは困るというような部分はあると思います。人を無理に集めてこようとか、そういったことではなく、そういった地区の方が、便利だからそろそろ私たちもそちらに行こうかとなれば、少しずつ少しずつ人が集まるということにはなるかもしれません。

<加藤委員>

それについて先ほど、別途、地域公共交通の体系がそれをカバーするということがありますが、そういう形で将来進めていきたいということですか。

<事務局：佐藤>

そうです。例えば、こちらですと路線バスである中央バスさんは、利用者がいるところについては、ある程度本数とか、それから朝から晩まで便数がある。それが少し減ると、時間が短くなったり、本数が少なくなったりします。また、昔は浜益まであったものがなくなっ

て厚田までになり、浜益から厚田についてはデマンド交通で補ったりしています。こういった公共交通の将来的なあり方ですとか、課題だとかというのを、専門的な分野で検討しているのが、今、公共交通網形成計画を作っている企画の方でございます。私たちは、そういった所管と連携し、コンパクト化した拠点をネットワークで結びます。それにより、少しでも課題解決されたコンパクト化したまちと交通を重ね合わせ、組み立てられれば良いと検討している訳です。

<岡本会長>

よろしいですか。

<加藤委員>

はい。

<岡本会長>

20年先を見据えて、10年後とかその間に適切な時期に見直していくというのは、都市計画的なステップの踏み方なので、そこを考えると、もしかしたらですけども、ドローンで物が運べるようになるとか、自動運転で除雪が快適になるなどとなってくると、そのまま広がって住んでいてもそれほど大変ではない、となるかもしれないんですけども、今、それを見据えてそのままで行こうとはなりませんので、20年後どうしようかというのは今のうちに考えておいて、できることからやってみようということです。そこで、途中で技術が発展して変わっていくのだったらそれにあわせて見直していくという形になっていくと思いますので、今の予想される人口の減少の状況を踏まえると、こういう手をとっていくのが必要であるという位置づけの元で目標像を立てていくというふうにお考えいただければいいのではないかなと思います。

<三津橋委員>

短期間ではできないのですか。20年というのは長すぎませんか。僕、年寄りで、入院してばかりですけども、九十何歳なりますよ。ということは、大抵死んで居ない。それと新港地域には一万数千人の皆さんがいるのですけれども、家が建てられる場所がない。新港地域の皆さんにはなるべく石狩に家を建てさせたいのですよ。そうすれば通勤しやすい、残業もできる。だけれども、建てたくても建てられる場所がない。それをどう解決するのかという部分が1つ。だからやはり、法改正前の住宅に対する対策をしない限り花川北という地域は人口が減るだけです。もともと団地があったところが病院に変わりましたよね。ああいう形に変遷していくのではないかというのと、自分の土地になって考えたら、住宅に住む、死ぬ時にはどこで死ぬのだろうと一生懸命、今考えております。どういう形で進むのかというのを考えるのに20年というのは長過ぎます。会長はどうおっしゃるか分からないけれど

も、だから10年を目処にして、それで何にもないようだったら20年にするというのは分かる。20年を目処にして10年で改正するというのは、おのずと違うのではないか。

#### <岡本会長>

全体としては20年なのですが、10年を仕切りにして、その手前で見直すというスタイル、今、その形で進んでいるので問題はないかと。おっしゃっていること、途中途中、適宜見直していくということではできると思います。20年というのはあくまでも目標像として、国交省とかがこういう計画を作るときには20年先を見てということ。ただ、実際に物を作っていくとか、地域に手を加えるという話になった時は、10年位をしっかりと見てということ。それを実施するには3年とか5年という形で事業計画が出てくるということなのですが。

#### <三津橋委員>

それは分かるのです。だから行政は、行政なりに地域をまとめたり、住居地域、サービス地域をまとめたりしたい。その方が経済効率は上がるというのは僕の頭でも分かるのです。それを聞いたときに一番思ったのが、中国がしていることと同じということ。中国のウイグル地区で、貧しい農村を全部壊してしまった、全部移動しているのですから。漢民族ではなくてウイグルなのです、今移動しているのは。その次は、チベットあたりが動くのではないですか。僕、中国に何回も行っているんで、あれに近いような発想に感じたのです。だから行政のやりやすいように、やりやすいように、というふうにしかとれなくなってしまう。だからなるべく短期間で収めておかないと、平均57歳の人口になったとき生産力が向上するとは思えない。若い人を入れない限り低下しますから。だから私どもも2、3年前に樽川で家を建てた時は若い方ばかり入ってきた訳です。というのはそこしか売っていないから。だから花川東も今、人口的には伸びていますよね。だって他に建てるところはないのだから。だからそういうような地域プラン、あくまでも昭和57年だとか云々だとかという話をされていましたが、自由に建てさせればいいのでは。恵庭も宅地がなくて、今、宅地造成をしていますよね。ないのです、建てられる場所が。工業団地もないのです。とにかく人がいなければ、私ども商売人ですからお金になりません。人口も税金も税収も上がらない。ただ、その中のひずみとして出るのは、学校の問題とか幼稚園の問題だとか、一部地域がポツと増えたり減ったりするから、そういう面の行政経費っていうのがかかるかもしれないけれども、それ以外、多少そう遠くで生活しても本人の自由、僕に言わせれば。あんまり制約してしまうと難しい。隣に加藤先生いらっしゃいますけれども、ごめんなさい、農家をしていて、端の一軒だけ除雪すると除雪経費がかかる。除雪経費1キロいくら、一軒のために除雪したらいくらかかるのか。それなら市営住宅に昼の間だけ引っ越した方がいいのではないか、という究極でいくと自由をなくしてそういう経済効率だけに走っていくような気がします。だから、やはりまだまだ考えていただきたいというのは、例えば、石狩手稲線に

ついても市街化調整区域が沢山ありますよね。どうして市街化調整区域を外さないのか。外して道路中心線から、100メートル、200メートル外せば全部お店がつかますよ。店がつかれば住宅というのは必ずつくのです。だから、行政の発想と私ども民間人の発想の違いというのはそこなのです。そのどれが正しいかというのは分からないですよ。どれが暮らしが良くなるのか分からないけれども、難しいですね。

<岡本会長>

はい、いずれにしても貴重なご意見なので、特にブロック住宅が直し難いというのはとても大きな問題だと、今、伺っていて思いました。そういうところについては、建築敷地を適切なところに用意してあげられる、あちこちに建てられるようになるというよりは、街の中で利便性がある程度確保できるところで、敷地を探することができる、建てることのできるという仕立てにしてあげないと、遠くに住んでしまったらやはりかわいそうなので、そこは上手に仕込めるように、計画の方向性としてその後の事業化等を見た時に、使える上位計画になってないといけないと思いますから、配慮していただきたいと思います。

他、いかがでしょうか。

<阿部委員>

大雑把な意見なのですけれども、コンパクトシティとかいう表現で、大分前からこういう動きは日本にあったと思うのですけれども、もう先進的に進めて成功したという町もあれば、それこそ取り残されたような方の不満の声が出たという町もきっとあると思います。そういうような情報も、今後こういう計画に盛り込んでいかれるのかなというのが確認したいところです。

<事務局：佐藤>

はい。実際、私どもも他市町の計画などは見ました。立地適正化計画というのは、例えば、中心市街地を公的な部分で複合施設でも作って、賑わいだとか色々な交通の結節点をそこに設けて、そこを拠点として街を発展させていこうとか、そういった大きな計画があるとなれば、そこに対して国からも補助金などを出して、そういったコンパクト化のための核を作る、そのような投資をしてくれる計画だということは事実なのです。ただ、そういったもの自体が、そういったことを用意できるかできないかということ、私どもの場合はそこまでのことはまだ用意できません。ただ、そういった中でも例えば、市街地の中で、今ある市街地の中の密度を上げるために、空き家などをどんどん活性化させて、若い人たちに入ってもらって世代構成も少しずつ良くなっていくというような形を進めていこうですか、そういったことを私どももしておりますし、他の町でもしております。こういったことなど見ながら進めている訳なのです。これから説明会ですとか、もっとこれから私どもも素案を作成したり、それから原案を作成していきますと、今、おっしゃった話というのは、どんどん私たち

の方からこういった事例もあったということなどを、お話しなきゃいけない部分もございます。それはどういった形で取り入れるか、それとも説明会だとかそういったところの資料にするか、というのはありますが、それをご紹介させていただくようなことで考えていきたいと思います。

<岡本会長>

はい。他いかがでしょうか。

<鈴木委員>

市民の参加の立場でお願いといいますか、感じたことなのですけれども、資料2の中で、石狩市都市計画マスタープランの平成13年の策定の時に、ワークショップを開催し延べ900名の市民の方に、というのがあって、今回は市民説明会ということで、特にワークショップは考えてはいなく、その20年前のワークショップの想いを引き継ぐことを基本とすると書いてあるのですけれども、私は市民の立場で思うのは、やはり20歳年齢が違っていると感覚ももの凄く違うのではないかということです。人の感覚とか、本当に超高齢社会の今、ど真ん中において、当時とは全然ものの考え方とかが違っているのではないかなと感じるのです。あと、今いる若い方たち、そういう方たちがこの街にずっと住むためにということも考えれば、そういう方たちが何を考えているのかだとか、そういうところというのは凄く街を、石狩を愛していただいて、ずっと住んでいただくためには凄く大事なところなのではないかなと感じたのです。ですから、実際には違うのかもしれませんが、書き方として、市民説明会を行うと書いてあるのですが、なんとなく、先ほどの三津橋さんの意見ではないですけれども、行政の主導により、なんとなく進められてしまうのかなという感覚が、これを読んでご説明を聞いた限りでは思うので、なるべく市民の意見を取り入れて、進めていただきたいなという思いです。

<岡本会長>

とても大切なご意見ですよ。僕もそのとおりだと思います。20年前のものというのは、なかなか辛いと思うのです。ワークショップという手法かどうかは分からないのですけれども、何らかの形で、広く意見を集めてほしいというのは、僕も思うところです。

<清水部長>

今の件で、こちらの方から状況というか、延べ900名のご意見の部分なのですが、実は20年前なのですけれども、平成10年から12年ですね、最後が平成12年くらいなのですけれども、実はその3年間のワークショップ、全部私も参加しているのです。その時、担当だったのですけれども、実はバブルが平成3、4年くらいに終わって、非常に日本全体が沈みゆくと言ったらおかしいですが、右肩下がりの経済情勢になっている中で、石狩市

も右肩上がり人口が増えていったのが、やはりここで丁度平成4年以降、緑苑台とか樽川の開発もあったのですけれども、若干ピークのタイミングに住宅地を供給できなかったこともあって、なかなか伸び悩んだ状況もありました。そしてその時に、ワークショップを行って、皆さんが相当大きな提案を出していただいても、やはりこれからは持続可能な街づくりという部分が相当意見として出されておまして、まさに今日的な少子高齢化時代において、何をすべきかという部分の示唆が相当入っているのです。ですから、言っていることが今でも通ずるというところで、改めてこの部分について、そのままいただききたいと考えています。そして、今日出ているような個別のご意見については、やはり今日的な部分で新しいアイデアとしてやはりピックアップしなくてはいけない部分もありますので、そういった部分を、説明会なり、或いはパブリックコメントなりで、私どもも細かいものを提案していきたいと思っています。今日の段階では、素案を何も提案していませんので、まずそれを見ていただいて、少し時代と外れているのではないかとすとか、そういったものでしたらドシドシ意見をいただかなければならないし、この都市骨格方針というのは、もともと申し上げているように、非常に長期的な視点で計画を作ります。でも、その単年度単年度については、個別の道路事業であったり、公園事業であったり、或いは都市計画で具体的に規制をかける、緩めるというのが、場合においてはその方針に基づいて、毎年行う形にもなっておりますけれども、その中で個別に、これは広く市民の意見を聞いて決めなくてはいけないという部分も出てくるでしょうし、そういうのは当然聞かなくてはならない場面についてはどんどん聞いていかなくては、というふうに思っています。ですから、当然この計画をもう少し素案の形にした時には、20年前の市民の方々がどういう提案をされたかというのも、当然委員の皆様にも、市民の方々にもお示しできるかなと思います。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。よろしいですか。それでは、結構時間も経ってきましたので、次、残りの部分の説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

<事務局：佐藤>

はい。それでは最後に、資料6から資料8までの説明を行います。資料6と資料7については、これから都市骨格方針を検討する上で、特に個別に掘り下げて検討することが必要になるであろうなということを考えられる案件でございます。資料8については、現段階におけます、今後のスケジュールを説明いたします。都市骨格方針については、これから素案を作り、来年度には原案、それから案というふうに格上げしていく予定ですが、そのあたりのタイミング等も含めて説明させていただきたいと思います。

<事務局：木本>

今、課長の佐藤からもございましたが、これから都市骨格方針を検討する上で、特に個別

に掘り下げて検討することが必要になるであろうと考える案件について、2点ほどご説明いたします。

まず1つ目として、「花川南地区の土地利用のあり方の検討について」であります。お手元の資料6になります。改めて花川南の場所を用途地域図で見えていきます。こちらとこの道路、札幌市とつながる道路となっておりまして、藤女子大学がこちらの方にございます。石狩南高校はこちらの方で、花川南の派出所とか、スーパーがあるのはこのあたりの地域となっております。そのうち、赤枠で囲った緑色と青緑色の低層住居系の用途地域について、スポットを当てたいと思います。花川南の土地利用のあり方の検討についてであります。背景といたしまして、花川南地区は、市内の市街地の中でもっとも早く、民間宅地開発により造成された地区でございます。造成から既に50年が経過した今、市内で最も人口が集中する地区となっております。しかし、近年、多様化するライフスタイルの中で、住宅地としていくつかの課題も見受けられることから、今後の住宅地のあり方について考えてみたいと思っております。現在の問題点として、1区画の土地面積が165平方メートル程度で、複数台の車両保管スペースと居住空間の両立が難しくなっています。現場で許容される組込み車庫付き住宅は、半地下車庫でなければ実現せず、大雨時の浸水対策が必要となります。高齢者にも優しい平屋住宅も実現にあたり、規模に制約があります。住んでいる住宅で、住居部分の規模や住環境を維持しつつ、店舗、飲食店、事務所などの用途に使用することが困難などが考えられております。

市といたしましては、今後の花川南地区について、これらの問題点を解消し、将来的にも魅力と活力のある土地利用が可能な住宅地とすることを課題としてございます。

この課題をクリアし、実現したい住宅地として、あくまでも例ではございますが、例えば、3階建ての住宅を建てられるようにする、そうすると、1階に組込み車庫や店舗、2階、3階部分に居住スペースのある住宅を建築することができるなど、住宅設計の自由度が増すことが考えられます。また、広い平屋住宅の建築を可能にして、高齢者にも優しいバリアフリー住宅などを建てやすくしたり、住宅だけではなく、もう少し多用途に利用可能な宅地にしたかどうかなどが考えられるところでございます。当然、閑静な住宅街である低層住居系の用途地域を現在指定してございますので、そのことを考慮しますと、例えば3階建てを可能とすると今までより隣の建物が高くなる可能性があり、表の右側に記載しておりますとおり、日影の影響が大きくなることも想定してございます。

このイメージ図は、先ほどのメリットを実現した場合の街並みをイメージしたものです。

今後は、先ほどのメリット、デメリットも踏まえながら、どのような手法が良いのか、課題解決に向けて検討していきたいと考えております。

次に、検討案件の2点目をご説明いたします。公園の利用方法の拡大等についてご説明いたします。資料7になります。

始めに、公園、緑地に関する昨今の国の動きですが、資料上の「市街地の公園のあり方について」でございます。都心部と郊外地では違いはありますが、抱えている課題に対応する

ため、法令を改正し、課題解決に向け、主に赤線を引いている箇所について国の方で方針を示しております。

1点目は、公園や緑地などオープンスペースを多面的な機能を発揮させる、より柔軟に利用できるようにする、例えば同じ枠の下の方に記載してございますが、この度の改正で都市公園の中に保育園などの設置が可能となっております。そして2点目、公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下などに対応する既存ストックの有効活用でございます。市としましては、これら国の方針に沿って、地域課題の解決のためにどのような手法が良いか検討しているところでございます。

下の図でございますが、まず1点目、公園の利用拡大について、樽川地区にある地区公園、石狩ふれあいの杜公園でございますが、現在、花川南にある、おおぞら児童館の老朽化に加え、近年、樽川地区に子育て世帯が増加し、子どもの人数が増加していることに対応するために、移転することを計画しているところでございます。また、2点目として、公園整備を行い子育て世代を取り込みたい思いがある一方、やはり市の財政状況を踏まえると、全ての公園に対して遊具の充実化を図ることに限界がありますことから、地域課題を踏まえ、既存公園の有効活用について、今後、近隣公園への遊具集約の検討などを行って参りたいと考えております。市で個別に掘り下げて検討することが必要になるであろうと考えている案件の説明については以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。お手元の資料8になります。

一番上の進捗度の欄がございます。現在、素案の作成を行っている状況でございます。本日の審議会がこちらでございます。この後、地域住民を対象とした説明会を行って参ります。これらを踏まえまして、今年度を目処に素案を作成して参ります。年度が変わりまして、4月ころから本審議会や地域説明会を経まして、原案を確定させていき、秋ごろにパブリックコメントを行った後、案として、本審議会に諮問させていただく予定となっております。そして、平成32年度より運用を開始する予定となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。都市骨格方針を考えていくにあたって様々な切り口があるのだけれども、その中で、今回は事例的に花川南地区の土地利用のあり方を検討していこうと思っているのだけれどもこんな感じなのだということと、公園の利用について検討していこうと思っているのだけれども、こういうような事例があるのだというようなお話だったかと思います。また、スケジュールもありましたが、今のご説明について質問等ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

<梅本委員>

スケジュールの関係だったのですけれども、新年度に入りまして、この審議会が開かれる

のが説明会の前ですとか、パブコメの前というふうになっているのですけれども、この審議会では、説明会の後や説明会時の地域の皆さんの反応だとか、パブコメではどのような意見が出ているのかというのは分からないということなのですよ。

<事務局：佐藤>

そうですね。審議会の事前説明では、今度の市民説明会では、このような話をさせていただきますというような説明となります。また、その中でご意見があればそれを反映した内容を説明会でお話します。そのフィードバックについては、次回の審議会ですとか、審議会ではなければ書面でお伝えするだとかということになるかと思います。

<梅本委員>

次回までに、例えば説明会で出た意見というのはこういうふうに一応検討しましたという感じで審議会に諮られたりというのは。

<事務局：佐藤>

そうですね、意図したところと言っては何ですけれども、やはり、説明会を行って、市民と対峙した結果、大幅にずれたり、方向性を見直す必要だとか、そういったことになれば、勿論このスケジュールも大幅な見直しというのも当然必要になってくると思います。素案から、原案、案に格上げする段階で、「こういうふうに委員さんに説明したけれども、市民の意見がこうだったので、やはりこうせざるを得ないだろうか」だとか、そういったことがある部分については、何らかの形で皆さんにお知らせした中で、また一步一步進めていきたいなというふうには考えます。そういった形でさせていただければと思います。

<岡本会長>

よろしいですか。

<梅本委員>

はい。

<中村委員>

よろしいですか。人口減の色々お話出ていますけれども、人口の減少に対する歯止めの方策を立てるのに参考になるだろうと思ひまして、昨年、9月か10月くらいにテレビで見ただのですけれども、栃木県か茨城県かどちらかでしたか、やはり人口減で苦しむ町が色々な方策を立てまして、合コンをしたり、それから村だったか町だったか忘れましたが、そこに住むのであれば3年間固定資産税を免除するとか、家を建てる時資金を援助するだとかという方策をとりまして、凄く人口が増えたというのをテレビで見ただのです。石狩も人口減

で悩むようなので、できればそのような方策をお願いしたら、いささかでも人口減に歯止めがかかるのではないかと思います、以上です。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。

<事務局：佐藤>

ありがとうございます。人口減対策、それぞれの町ごとに色々な方策があり、合っているもの、合っていないものがあるのだと思うのです。都市計画のイメージのところでも、若干お話をさせていただきました、今、新港地区を発展軸に再生エネルギーですとか、そういったことが発展する部分であります。そして石狩は、札幌に働きに出るよりも、札幌から働きに来ている人の方が多かったりするのです。そして、札幌から花川南、それから花川北なんかを飛び越えて新港に行っているような人たちもいますので、そういう人たちをいかに取り込んで石狩に住んでもらうかということなども、先ほど、三津橋委員もおっしゃっていることだったと思うのです。そのようなことも含めまして、そこにきっと今、中村委員もおっしゃいましたような仕掛けだとかがあると、もしかすると一杯来ていただけるようなことになるのかもしれませんが、空き家対策ですとか、そういったことも含めて、総合的に、できるだけのことを庁内、力を合わせてしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

<岡本会長>

はい。他いかがでしょう。

<清水部長>

一点だけいいですか。すみません。人口の問題につきましてはやはり、非常に全国的な問題でありまして、やはり身近に考えると札幌市もまもなく人口減少に入ります。そして、大都市でいけば函館、旭川、釧路、帯広なんかも人口減ってきています。江別も減ってきています。だから、この減り方というのはやはり産まれる数よりも亡くなっている方が多くなっているから、マイナスになる速度が凄く早いのです。だから、いくら転入していただいても子どもが産まれないと、なかなかそれに追いつかないという、非常に強い引力があります。そんな中であって石狩は人口が5万8千人で、要するに、十万、百万ではないですから、もしかするとその分母が小さいので、千人とか二千人規模というのは増やせる可能性がありますので、この大きな引力をプラスに、少しでもプラスに持っていく可能性は、今、課長が申しあげましたように、石狩湾新港の部分の居住者を石狩に住んでもらうですとか、他の町にない地理的メリットは凄くあると思うのです。だから、本当に中村委員がおっしゃっていただいたこともそうですし、新港に札幌から通っている人を、石狩に住んでもらうとですね、オセロではないですけども、黒が白になって人口がグンと、統計異常ではないかというくらいのことでも起きなくはないという町ではあると思うのです。ただ、そのためにはやはり、

産業、働く場所である新港のポテンシャルをもっと高めて、本当にどんどん石狩に住みたいのだという魅力アップをすることも大事でしょうし、三津橋委員がおっしゃられたように、まとまって新たに住むところがないのも事実なのです。飛び飛びでは沢山あるのですけれども、そういった部分でまとまっていないとなかなか魅力アップにならないというものもありますので、やはり総合的に人口をできるだけ下がらないようにする方策を、全市で市民の方と一緒に知恵を出しながら取り組んで行きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。一通り説明いただいて、ご質問等ありましたけれども、振り返って、資料1から最後までの間でこういうところを聞き忘れていたなとか、話を聞いているうちに気づいたなというのがあれば、伺いたいと思いたいがよろしいでしょうか。よろしいですね。それでは本日の部分についてはこれで終わりたいと思います。いずれにしましても、枠組みと今後進めていきますというお話で、その切り口の例が提示されているところなので、中身の検討をしっかりとしないとならないなということが、大きな方向性としてこちら側からのお願いなのかなというふうに思います。それでは、事務局から何か連絡はありますでしょうか。

<事務局：佐藤>

特にございません。

<岡本会長>

はい。最後なのですけれども、今回の議事録の確認及び確定については、会長を務めます私岡本と三津橋委員で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。長時間にわたりご審議、ご参加いただきありがとうございました。これで終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。

平成31年 3月 4日 議事録確認

会 長 岡本 浩一

委 員 三津橋 昌博